



京都府健康福祉部薬務課



の世界

ゼロ

危険ドラッグ



大丈夫！
何回も使ってるし

うさぐさー！
大丈夫なん？

お酒を楽しくする
「魔法の粉」♪



明日は
下宿先に戻るし
もう行くわー

あ！もう
こんな時間！

めっちゃ
オモロイでー

アキも
試してみ！

えー
分かった…
またな！

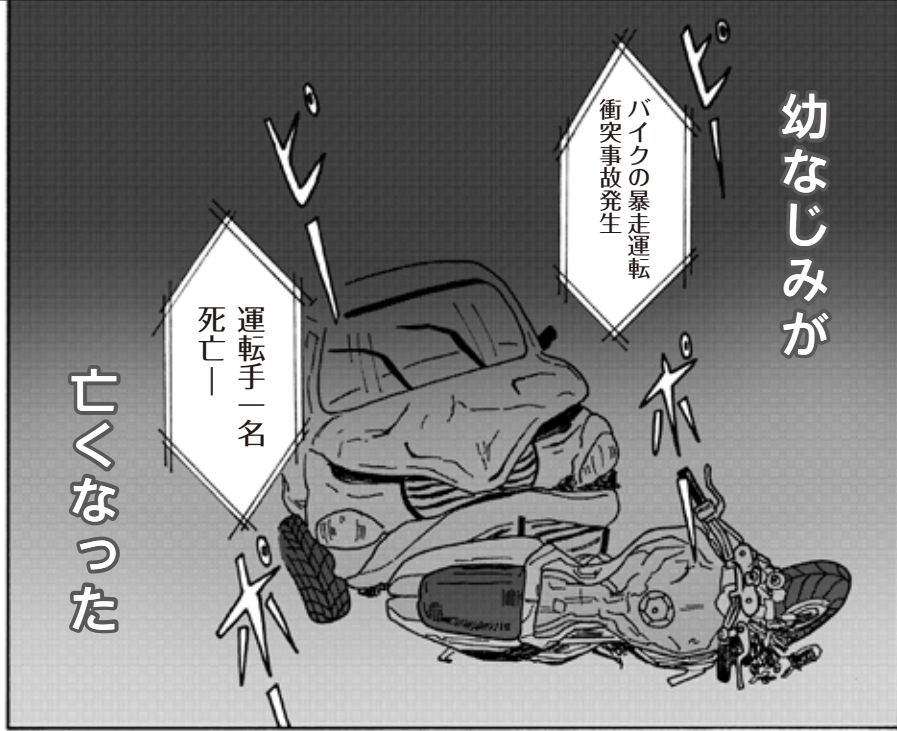


いったい…

ハハ
ハハ

あれは…

アキくん！

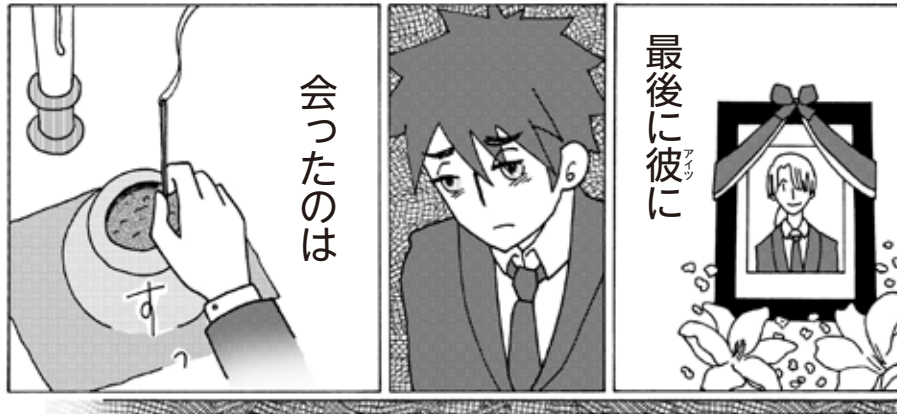


幼なじみが

バイクの暴走運転
衝突事故発生

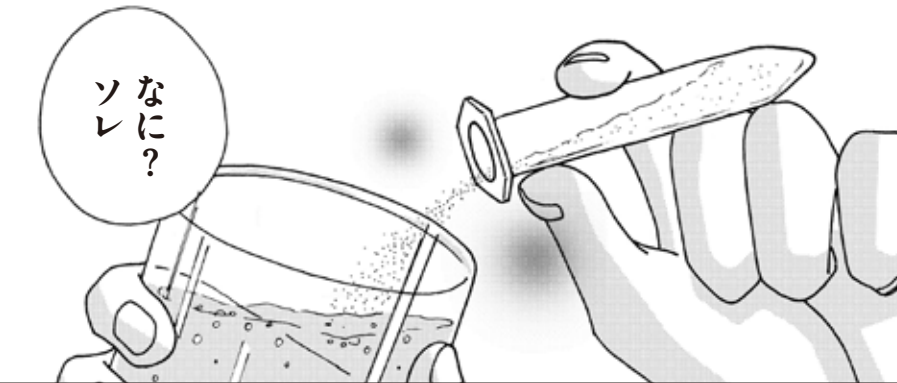
運転手一名
死亡！

亡くなった



最後に彼に

会ったのは



なに？
ソレ



危険ドラッグについて知りたいんだって？
何でもきいて！



京都府薬務課の田中です！

こんばんは！

わたしの
お兄ちゃん
京都府で
働いてるの！

でん！



「脱法ハーブ」や
「合成ハーブ」という
名前で売られている
大変キケンで
違法なドラッグ
のことだよ！

そもそも
「危険ドラッグ」
って何ですか？

～色々な形の“危険ドラッグ”～



パッと見では危険なモノに見えないわ！

「合法」って
名前なのに？

そこが
落とし穴！



それって
危険ドラッグ
とか…？



危険ドラッグー！

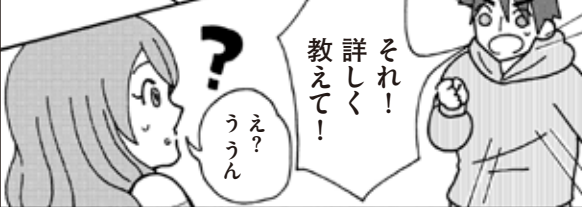


あ、かえで！

図書館にいるなんて
珍しいねー！

何？
レポート？

ん？
「魔法の粉」？



それ！
詳しく
教えて！

え？
ううん



…！
もっと詳しい人に
聞いてみる？

えっ？



いい人
知ってるよ！



…！そっか
地元の友だちが

危険ドラッグ
だったのかな？
彼の持ってた
「魔法の粉」は…



同じ商品であつても成分の配合がまちまち

脳に強く作用するため使うほどに心身にダメージが残るんだ!

- 実際にはないものが見える／聞こえる
- ぐったりする
- 集中できなくなる

…などの影響が!



危険ドラッグ

CC(=O)N1C=CC(OC)C=C1

大麻

CC(=O)N1C=CC(OC)C=C1

身体への影響は一緒…!

危険ドラッグは規制されているドラッグの化学構造を少し変えているだけなんだ!

じゃあ麻薬や覚醒剤と変わらないんだね!

ほぼ同じ!

依存性のループ!

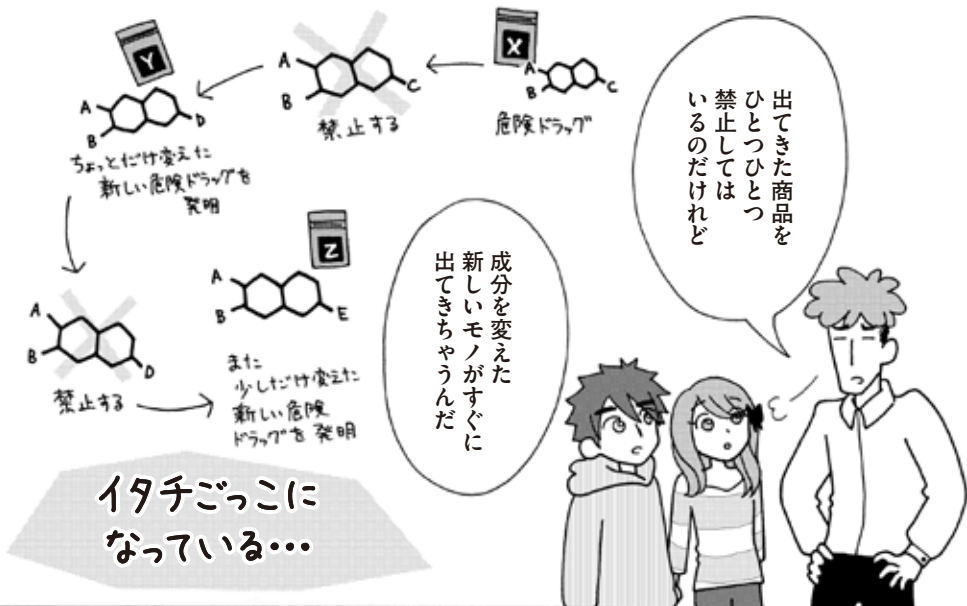
使う → 一時的な高揚感 → 使わないと不安 → 止めてはみずか…

だから一度でも手を出したら…

この悪循環から抜け出せなくなるんだ!

依存性は極めて高い!



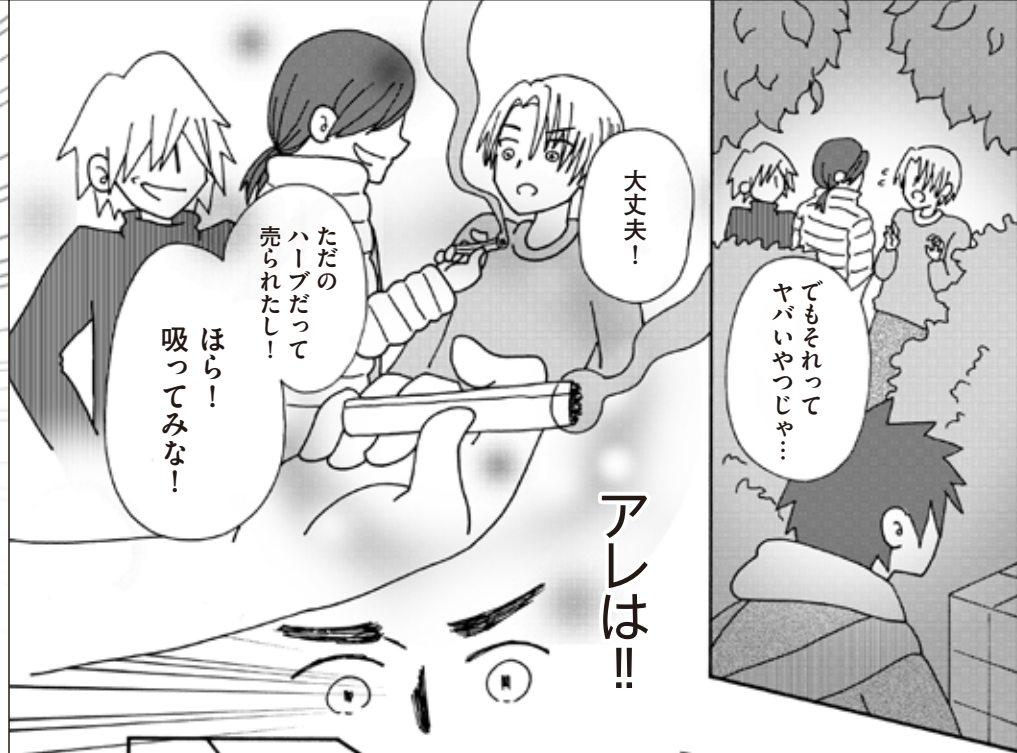




こうして危険ドラッグ防止サークルが設立され



※薬物使用についての専門講習を修了しており、大学・専門学校等で啓発活動の中心となる学生（平成26年現在 36校延べ358名）



危険ドラッグの恐ろしさ



1 危険ドラッグの特徴

危険ドラッグは、店舗やインターネット上で、「**脱法ドラッグ**」「**合法ハーブ**」「**お香**」「**アロマ**」等と称して販売されている薬物です。
 こうした商品には、興奮・覚醒作用がある「**覚醒剤類似物質（アッパー系）**」と鎮静・幻覚作用がある「**合成大麻（ダウナー系）**」の両方が配合されていることがあり、また、それらの配合比率も商品により異なっているため、使用によりどんな作用が発生するか予測できません。
 そのため、**意識障害、嘔吐、けいれん、呼吸困難等**を起こして死傷者を伴う大きな交通事故を起こしたり、最悪の場合、**たった1度の使用でも、死につながる**ことがありますので、絶対に手を出してはいけません。



2 使用者数・年齢

使用者数 約 **40** 万人 (推計) 使用経験者の平均年齢 **33.8** 歳

■ 違法薬物別使用経験者の平均年齢 出典：厚生労働省研究班（国立精神・神経医療研究センター）

危険ドラッグ	シンナー	ヘロイン	大麻	MDMA	覚醒剤	コカイン
33.8	43.8	43.0	40.7	40.5	40.1	36.5

(歳)

3 依存性・乱用者の特徴

出典：厚生労働省研究班（国立精神・神経医療研究センター）

	幻覚・妄想	薬物依存症	男性比率	学歴 (高校中退以下)	暴力団との 関係あり
危険ドラッグ	45.2	58.7	90.5	31.7	7.1
覚醒剤	34.1	61.6	71.0	63.0	50.0
向精神薬	3.5	72.1	41.9	20.9	7.0

(%)



〱 危険ドラッグ〱の世界〱!!
 実現できるはずだ!
 〱



ボクの声でも届くのならば
 きっと皆で力を合わせれば

京都府「薬物の濫用の防止」に関する 条例について

平成27年1月25日に「京都府薬物の濫用の防止に関する条例」が全面施行されました。
全国で最も厳しい規制を実施し、京都府から危険ドラッグを撲滅していきます。



条例による規制の特徴

1 「危険薬物」の製造・販売・使用・所持等の全面禁止

【危険薬物】：大麻、覚醒剤、麻薬、法指定薬物等のほか、中枢神経系の興奮・抑制、幻覚、陶酔、これらに類する作用を有するおそれがあり、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（医薬品、酒類、たばこを除く。）

2 「知事監視店舗」を指定し、販売・購入等の手続きを義務化

【知事監視店舗】：危険薬物又はその疑いのある物について、規定に違反した販売、購入の疑い行為が行われている店舗等であって、府民の健康及び安心・安全を保持するための適切な措置が講じられることが必要であると認めるもの

手続きの例

営業者

- 商品への販売者住所、氏名等の表示
- 購入者への説明書の交付
- 頻回購入者、大量購入者の氏名等の知事への届出

購入者

- 営業者への誓約書の提出

3 危険薬物である疑いのある物の販売等の「一時停止命令」

- 1) 危険薬物である疑いのある物の提出を命じ、成分等検査を実施
- 2) 検査結果が出るまで、販売等の一時停止を命じ、流通を阻止

条例で罰せられます！

京都府内で、危険ドラッグを販売、所持、購入、使用等した場合

最大2年の懲役又は100万円の罰金が科されます。



危険ドラッグ ^{ゼロ}の世界



平成27年3月発行

発行 京都府
企画・制作 京都府健康福祉部薬務課
全体監修 竹宮恵子（京都精華大学学長）
編集 京都精華大学 事業推進室
作画 大藪 摩耶ルシア（京都精華大学マンガ学部）

本冊子は京都府と京都精華大学との包括協定のもとに制作しました。